

議案第 21 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(筑西市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 筑西市議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号ア中「給与又は報酬、福利厚生」を「給与若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

(筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改める。

(筑西市税条例の一部改正)

第3条 筑西市税条例（平成17年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の3第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(筑西市都市計画税条例の一部改正)

第4条 筑西市都市計画税条例（平成17年条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第9項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。